

赤穂市立御崎レストハウス指定管理者選定基準

1 選定方法

(1) 第1次審査

次に該当する者でないことを審査する。

ア 個人

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

ウ 入札参加資格制限及び指名停止基準（平成19年赤穂市訓令甲第60号）に基づく指名停止期間中の者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

オ 赤穂市税を滞納している者

カ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者

キ 赤穂市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第1号掲げる暴力団、又は法人等の代表者等（共同事業体における構成団体の代表者を含み、法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次のいずれかに該当すると認める者

（1）暴力団員である場合

（2）暴力団員を使用した場合

（3）暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合

（4）暴力団員と密接な交際等を有している場合

ク 宗教活動、政治活動を主たる目的とした団体

(2) 第2次審査

第1次審査で選定された申請者を対象に、申請者から提出された事業計画書等により第2次審査を行う。申請者は、提出した事業計画書等をもとにプレゼンテーション（15分以内）、質疑を行う。

なお、第2次審査の選定基準は次のとおりとする。

ア 施設の設置目的が達成できるものであること。

イ 利用者の平等利用及びサービスの向上が図られるものであること。

地方自治法第244条第2項及び第3項の規定による基準

選定に当たっては、事業計画書、法人等の活動内容等を記載した書類に基づき上記の事項及び設置・管理条例の趣旨並びに施設の設置目的をよく理解し、すべての利用者に対して公正中立な対応ができる法人等であるかについて判断する。

ウ 施設の効用を最大限に発揮できるとともに経費の縮減が図られるものであること。

事業計画書の内容が、施設の設置目的の達成により有効なものであるか、レストラン・売店の運営との相乗効果を得られるものであるか、施設の性質、事業の内容に合致したものであるか、施設の管理運営によって、地域に貢献する内容であるか等について判断する。また、施設の目的にあった適正なサービスと、それに見合った適切な管理費用の額であるか確認し判断する。

エ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があること。

指定期間を通じ、安定した施設の管理を行うことができる人の能力（人員、人材及び組織等）、物的能力（法人等の経営基盤となる資産、運営資金及び事務所等）を有していること。ただし、申請時に十分な規模等を有していない法人等であっても、本市から管理費用等を收受できるなどその後に十分な規模等を得ることが確実と認められる場合は、この選定基準を満たしているものとする。

オ 施設の設置目的に沿った自主事業を実施できること。

施設の設置目的に合致した自主事業を行うことができるものであるか等について判

断する。

2 評価の配点と候補者の決定

(1) 配点方法

点数は、200点満点とし、提案のあったそれぞれの項目に配分する。

採点項目及び配点割合は、次のとおりとする。

採 点 項 目	審 査 の 視 点	配点割合
1 施設の設置目的が達成できるか	(1) 関連する法令、条例等を理解し、遵守が見込まれるか (2) 個人情報の保護措置は十分か (3) 施設の設置目的に合致した方針か (4) 市の施策や市が求める提案等に対して柔軟に対応できるか (5) 類似した施設管理の運営実績はあるか (6) 受託への意欲、熱意はあるか	40
2 利用者の平等利用及びサービスの向上が図られるか	(1) 利用者のサービス向上となる施策が適切か (2) 特定の法人等を優遇する恐れはないか (3) トラブル対応、防犯、防災対策などが適切か (4) 利用者の声を反映する仕組みが適切か (5) 指定管理前の事業準備は適切か	50
3 施設の効用を最大限に発揮できるとともに経費の縮減が図られるか	(1) 効果的運営、効率化の取組みを図っているか (2) 総合的に管理経費の節減が図られているか (3) 人件費の設定は適切か (4) その他の管理経費の設定は適切か（無理な設定はないか） (5) 事業計画の内容は適切か (6) 具体性をもった利用促進計画を考えているか (7) 収支計画書の内容は適切か (8) 地域貢献策が配慮されているか（地元人材や障がい者の雇用、地域経済との連携等）	50
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	(1) 施設の管理運営を行う点でふさわしい法人等と言えるか（法人等の経営状況、指定管理の実績等） (2) 管理責任者及び管理体制は明確になっているか (3) 法人等の安定性・継続性はあるか (4) 必要な人員が確保可能と認められるか（資格職含む） (5) 職員配置、研修計画など人的な措置が十分とられているか (6) 賠償能力はあるか（賠償時の対応手段が準備されているか）	40
5 自主事業について	(1) 自主事業計画書の内容は施設の設置目的に合致しているか	20
合 計		200

ア 得点配分と得点のつけ方

採点項目により重点配分を行うこととする。

各項目について、以下の評価レベルにより、5段階の点数を付することを基本とするが、同一評価レベルの中で優劣をつける必要がある場合においては、選定委員の判断により配分された得点の範囲内で柔軟に点数を付けることができるものとする（例えば、41点、28点などの点数）。

	評価レベル				
	優れてい る	やや優れ ている	普 通	やや劣っ ている	劣ってい る
50点の配分	50	40	30	20	10
40点の配分	40	32	24	16	8
20点の配分	20	16	12	8	4

イ 採点の方法

選定委員において評価し難い項目がある場合には、評価レベル「普通」の点数を付けるものとする。（その項目で申請者間の点差が生じない措置）

(2) 候補者の決定方法

候補者の選定に当たっては、以下の方法により候補者を選定するものとする。

ア 採点項目における最高点をつけた委員の点数（最高点をつけた委員が複数の場合はいずれか1人の点数）及び最低点をつけた委員の点数（最低点をつけた委員が複数の場合はいずれか1人の点数）を除く各委員の点数を合計して採点項目ごとの得点を算出し、当該採点項目ごとの得点を合算して算出する全体の合計得点が最も高い団体を候補者として選定する。

イ 上記の合計得点は最低限として満点の5割を超えるなければならない。

ウ （合計得点の1位が複数団体ある場合）最高得点を獲得した委員数の多い団体を候補者とする。

エ （最高得点を獲得した委員数が同数となった場合）指定管理料が最も安価な団体を候補者とする。

オ （指定管理料が同額の場合）選定委員による協議で委員の過半数の賛成を得た団体を候補者とする。

3 選定の記録

選定委員会における選定経過、結果及び選定理由は文書に記録する。

4 候補者を選定できなかった場合

選定委員会における選定の結果、施設の管理を行うことに適当と認める法人等がないと判断された場合は、その旨を選定結果として申請者に通知した上で、別途市において赤穂市公の指定管理者の手続等に関する条例(平成17年赤穂市条例第20号)第5条に規定する方法で選定するか、直接本市が運営するかを判断する。

5 選定結果の通知

選定を行ったときは、その結果をすべての申請者に通知する。